

令和7年9月 和水町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年9月9日（火） 午後1時30分から午後2時35分

2 開催場所 和水町三加和公民館 講堂

3 本日の出席農業委員は、次のとおりである（11名）。

会 長 3番 有働憲一

会長代理者 7番 吉永 剛

委 員 1番 猪口琢真 2番 本山鉄雄 4番 荒木 豊 5番 武田祐誠

6番 牛島宣雄 8番 古郷明子 9番 田島たまみ 10番 中山和之

11番 石口秀明

4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである（0名）。

5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（17名）。

西川 茂 高木茂佳 上田憲一 前淵慎一郎 大久保徳幸 石原裕一 内田克昭

小池絵里 池上洋一 井島繁利 牛島竜一 中嶋 孝 上田岩雄 徳永博之

大塚寛治 福原栄司 柿原 健

6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（0名）。

7 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名委員の指名

5 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地判断について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報告第1号 中途解約通知書について

6 その他

7 閉 会

8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（3名）。

事務局長 中山寛久

庶務係長 高木慎一郎

会計年度任用職員 中嶋康文

9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（0名）。

事務局

1 開 会

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めます。
まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。
「こんにちは。」ご着席ください。
それでは、ただ今から、令和7年9月和水町農業委員会総会を開会します。

2 会議成立宣言

本日は、農業委員11名中11名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条に規定する定足数に達しており、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

会長 有働

みなさん、改めまして「こんにちは。」

8月に豪雨に見舞われました。和水町では大きな被害はなかったようですが、荒尾、玉名地区では被害も大きく、農業に関しては、水田はほとんど浸かり、ハウス施設も被害を受けたと聞いております。一日も早い復旧をお祈りします。

さて、8月に開催された農地利用最適化推進大会への参加、大変お疲れ様でした。これからも、農地利用の最適化に向けて、一層の取り組みをしていきましょう。

9月になりましたが、暑い日が続いています。コロナも私の地区でも発生しました。暑い中での農作業になりますが、健康管理には皆さん十分気を付けてください。

本日は、9月の総会です。審議の方もよろしくをお願いします。

事務局

有働会長、どうもありがとうございました。
会長には、「会議規則」第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。

議長 有働

4 議事録署名委員の指名

議事に入る前に、「会議規則」第13条第2項の規定により、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、1番猪口委員と2番本山委員をお願いします。

それでは、議事に入ります。

速やかに議事が進行できますようご協力をお願いします。

5 議事

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が2件提出されています。

当事者及び土地の所在地等については、議案書の1ページにてご確認ください。
申請地については、「3条位置図」にて併せてご確認ください。

所有権移転の整理番号1 福岡県大牟田市の譲渡人から内田の譲受人へ（贈与）

所有権移転の整理番号2 鹿児島県曾於市の譲渡人から平野の譲受人へ（売買）

まず、整理番号1について説明します。

この案件は、身内の方からの生前贈与となっています。譲受人は農業を営んでおられ、新たに取得される農地について粟を作付けされる予定です。

次に、整理番号2について説明します。

この案件は、売買の案件となります。

譲渡人は相続により申請地を取得されましたが、遠方に居住しているため耕作不便等の理由により、農業に従事されている譲受人に譲渡されるものです。譲受人は家族で農業をされており、取得される農地では水稻を作付けされる予定です。

これらの案件について、申請書に記載された内容及び現地確認等により審査しました結果、3条許可の審査基準である「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合しています。

議案第1号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。

つづきまして、整理番号1について、現地確認をしていただいた内田推進委員の報告をお願いします。

内田推進委員

整理番号1について、推進委員の内田が報告します。

8月27日午前9時から 私と荒木委員、事務局2名の計4名で現地確認を行いました。

申請地は長小田地内の農地で、現況もきちんと管理されていました。

譲受人は近隣に住んでおられ、農業にも長年従事され、申請地を取得して粟を作付けされるとのことでした。3条許可の判断基準に従って確認しましたが、特に問題となる点はなく許可相当と思われます。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

次に、整理番号2について、現地確認をしていただいた6番牛島委員の報告をお願いします。

6番牛島委員

整理番号2について、6番牛島が報告します。

8月27日午後2時30分頃 私と中嶋推進委員、事務局2名の計4名で現地確認を行いました。

申請地は大田黒地内の農地で、周辺には農地が広がっており、耕作管理もきちんとされている状況でした。

譲受人は家族で農業をされ、農地は適切に管理されており、今回の取得に関して、特に問題となる点はなく許可相当と思われます。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第1号について、何か質問等はありませんか。

———— 「異議なし」の声 ————

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第1号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が1件提出されています。

当事者及び土地の所在地等については、議案書の2ページにてご確認ください。

申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。

整理番号1 貸資材置場（所有権移転・売買）

福岡県大牟田市の譲渡人から熊本市南区の不動産会社である譲受人へ、貸資材置場用地として転用されるもので、売買による所有権移転の案件になります。

申請地は、江田地内の県道沿いの宅地の裏に位置している農地となっております。

給排水計画について、転用目的が資材置場のため給水は計画されていません。

排水について、資材置場のため生活雑排水や汚水の発生はありません。雨水については、自然浸透とし、余水については既存側溝へ放流されます。

この転用に係る許可要件に照らした結果について説明します。

まず、「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は「第3種農地の区域に近接する区域内にある農地で、おおむね500m以内に駅、役所等が存在する区域内にある農地」に該当するため、第2種農地と判断しました。

代替性の検討もされており、申請地のほかに適当な代替地がなかったものと判断されます。

次に、「一般基準」について説明します。

「資金力及び信用力」については、資金計画書にて、事業費以上の資金が確保されていることを確認しています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和8年4月末までに工事完了の予定であるため問題ないものと思われま

す。「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、周辺農地への日照、通風等、影響はほとんどないと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれはないと思われま

す。以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題はないと考えられます。

議案第2号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

つづきまして、議案第2号整理番号1について、現地確認をしていただいた西川推進委員の報告をお願いします。

西川推進委員

整理番号1について、推進委員の西川が報告します。
8月29日午後5時頃、私と事務局の計2名で現地確認を行いました。
申請地は、江田地内の県道沿いの宅地の裏に位置している農地で、周辺には住宅地が広がっており、周辺農地への日照、通風などの影響はほとんどないと感じました。
また、「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われまます。
以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんから報告がありました。
議案第2号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第2号につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第3号「非農地判断について」を議題とします。
事務局からの説明をお願いします。

事務局

議案第3号「非農地判断について」
議案第3号「非農地判断について」説明します。
議案書の3ページをご確認ください。
非農地証明の申請が1件提出されています。お配りしています、別紙の位置図と併せてご覧ください。
申請地は野田地内の農地で、周辺は山に覆われている状態で、自然荒廃した農地であり、日当たりも悪く農地への復元は困難だと思われまます。
農地法第2条第1項に規定されています農地に該当しない土地と判断しました。
議案第3号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

つづきまして、議案第3号について、現地確認をしていただいた中嶋推進委員の報告をお願いします。

中嶋推進委員

議案第3号について、推進委員の中嶋が報告します。
8月27日午後1時30分より、私と、牛島委員、事務局2名の計4名で現地確認を行いました。
申請地は、野田地内の集落から北に位置している農地であり、手入れがされてお

らず、既に周辺は山林化しており、日当たりが悪くなっている状態でした。竹林も生えており、農地に復元するのは、難しいと感じました。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明と現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第3号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第3号について、原案のとおり非農地判断することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第3号については、原案のとおり非農地判断することに決定しました。

次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）について」

農用地の利用集積等促進計画（案）について、新規の賃貸借権設定の案件が7件、使用貸借権設定の案件が2件提出されています。

この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案書4ページから6ページにてご確認ください。

農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「中間管理事業推進法」といいます。）」第19条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件となります。

意見後につきましては、同法18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な促進計画書の作成を要請することになります。

農地中間管理機構を介しての賃貸借権設定及び使用貸借権設定であり、この案件の許可要件である、「中間管理事業推進法」第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合しており、設定を受ける者は、同法同条同項第2号で定める「全部効率利用要件」及び「農作業常時従事要件」に適合しています。

議案第4号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。

議案第4号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願い

いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
議案第4号については、原案のとおり承認することに決定しました。

以上で、すべての議事は終了しましたので報告案件に移ります。
報告第1号について、事務局からの報告をお願いします。

事務局

報告第1号「中途解約通知について」
農地の使用貸借の中途解約が1件提出されています。
通知者及び土地の所在地等については、総会資料の7ページをご覧ください。
貸し手、借り手双方合意による解約となります。
以上で、報告第1号の報告を終わります。

議長 有働

以上で、本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。
各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

—— 「質問なし」 ——

議長 有働

無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局

有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。

6 その他

総会資料の8ページをご覧ください。
事務局からの事務連絡。

事務局からの連絡事項は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。
なければ、閉会に移ります。

7 閉会

ご起立をお願いします。
これもちまして、令和7年9月和水町農業委員会総会を閉会します。
お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 有働 憲一

署名委員 1番 猪口 琢真

署名委員 2番 本山 鉄雄